

大通達甲（生企）第9号

平成21年12月3日

簿 冊 名	本部	例規（1年）
	警察署	例 規
保存期間	本部	1 年
	警察署	常 用

生活安全部生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」という。）は、平成20年12月5日に公布され、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第223号）により平成21年12月4日から施行されることとされた。

また、これに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第224号。以下「改正令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第68号。以下「改正府令」という。）が制定され、同日から施行されることとされた。

改正法等のうち今回施行される部分の趣旨、解釈及び運用上の留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」と、改正令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）を「施行令」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号）を「府令」という。

記

第1 猿銃等の所持許可に係る申請書への医師の診断書の添付の義務化（法第4条の2第2項関係）

1 趣旨

猿銃又は空気銃（以下「猿銃等」という。）の所持許可又はその更新に際して欠格事由該当性の審査を厳格に行うためには、所持許可に係る申請書に添付される医師の診断書は専門医が作成したものであることが必要と考えられる。そこで、猿銃等の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であって府令で定める要件に該当するものを添付しなければならないこととされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 法第4条の2第2項（法第5条の4第3項、第7条の3第3項、第9条の5

第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であって、法第5条第1項第3号又は第4号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとされている。

なお、医師の氏名等の公示は要しない。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医(府令第10条第1項第1号)

イ 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると認める医師(府令第10条第1項第2号)

- (2) 前記(1)イの医師の該当基準は、原則として、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することとする。

なお、運用の統一性を確保するため、この該当性の判断は生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)が行うので、各警察署では行わないこと。

また、他の都道府県に所在する医師について、前記(1)イに該当する医師であると判断をすることも可能であるが、生活安全企画課において当該医師の所在する都道府県警察の所管課と事前に調整を行うものとする。

- (3) 離島、過疎地等で前記(2)の基準により難い場合には、当面の間、生活安全企画課において、前記(1)イの該当性の判断を行う前に警察庁に協議を行うものとする。

- (4) 医師の氏名等は公示しないため、所持許可申請等をしようとする者があらかじめいかなる医師が前記(1)の要件を満たすのか知らずに診断書を取得し、結果的に当該診断書が要件を満たさなかった場合には、申請者は再度診断書を取得して提出しなければならなくなり、多大な負担を負うことになる。よって、所持許可申請等をしようとする者に対し、診断書の作成を依頼する予定の医師が前記(1)の要件を満たすかどうかを事前に警察に確認した上で、診断書の作成を依頼するよう周知徹底すること。

なお、この事前の確認については、銃砲関係団体と緊密な連携をとり、当該団体を通じて確認を行わせるなど、確実かつ効率的な実施を図ること。

周知徹底については、初心者講習の機会を利用し、又は銃砲関係団体を通じるなどして実施すること。

また、申請者から問い合わせに対しては、警察署の窓口に該当する管内の病院等のリストを添え付けるなど、適切な教示に努めること。

- (5) 同時に複数の申請書が提出された場合、診断書は、これらの申請書のいずれか一つに添付すれば足りる。
- (6) 欠格事由該当性は、公安委員会が自らの責任において判断するものであることから、医師の診断書は、公安委員会が欠格事由該当性の判断において参考と

するものに過ぎず、公安委員会の判断を法的に拘束するものではない。

- (7) 診断書作成に要する費用については、許可申請に付随する費用であるため、申請者の負担となる。

第2 認知機能検査（法第4条の3関係）

1 趣旨

散弾銃を獵場に置き忘れて帰宅するなど、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる事案が発生していることから、改正法により、公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者が75歳以上の場合には、認知機能に関する検査（以下「検査」という。）を実施し、その者の認知機能の低下を的確に把握するとともに、本人にその認知機能の低下を自覚させ、注意を促すこととされたものである。

また、当該検査の結果が、府令第15条に規定する一定の基準に該当する場合には、公安委員会は、その者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症であるかどうかについての医師の診断を受け、その診断書を提出すべきことを命ずることができることとされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行による認知機能検査の実施について」（平成21年12月3日付け大通達甲（生企）第10号）等を参照すること。

第3 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加（法第5条第1項及び第5項関係）

1 破産手続開始の決定を受けた者（法第5条第1項第2号）

（1）趣旨

破産手続開始の決定を受けた者（以下「破産者」という。）については、自己の財産を自由に管理し、又は処分することができなくなることから、その所持する銃砲刀剣類による事故が発生し、他人に損害を与えた場合、被害者に対する損害の賠償責任を十分に全うすることができないものと考えられる。そこで、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないことが欠格事由とされたものである。

（2）解釈及び運用上の留意事項

ア 「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定をいう。また、「復権」とは破産法第255条第1項に規定する復権をいう。

イ 破産者が復権を得た場合には、その時点から本号には該当しなくなる。したがって、銃砲刀剣類の所持許可の申請者が破産手続開始の決定を理由に不許可となった場合には、その後復権を得てから再度申請をすれば、所持許可を受けることも可能である。

これに対し、銃砲刀剣類の所持許可を受けている者が破産手続開始の決定を受けたことを理由にその許可を取り消された場合には、その後復権を得て本号には該当しなくなったとしても、取消処分に係る欠格事由（法第5条第

1項第7号)に該当することとなるので、許可が取り消された日から起算して5年が経過するまでの間は所持許可を受けることができないことに留意すること。

ウ 破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書が申請書の添付書類とされた(府令第11条第1項第3号)ので、審査に当たっては、当該証明書を参考とすること。

2 禁錮以上の刑に処せられた者(法第5条第1項第12号)

銃砲刀剣類は人畜を殺傷する機能を有しており、殺人、強盗等の凶悪犯罪の道具として容易に悪用され得る危険物であることを踏まえれば、いかなる法令であれ、これに違反し重い刑に処せられたような者に銃砲刀剣類を所持させることは危害予防上適当ではない。そこで、法令の如何を問わず、禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないことが欠格事由とされたものである。

3 法又は火薬類取締法に違反した者(法第5条第1項第13号)

従前、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。)違反により罰金の刑に処せられたことは、不法所持等を除き、欠格要件とされていなかった。これらの違反は、銃砲刀剣類の所持許可を現に受けている者によって犯されることにかんがみれば、その者が当該違反を犯した場合には有罪判決が出る前に当該許可が取り消されることとなり、取消処分に係る欠格事由が適用されるので、不適格者を排除することができると考えられたからである。

しかしながら、取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示される前に、所持者が当該許可に係る銃砲刀剣類を自己の意思に基づいて所持しないこととなった場合(いわゆる自主返納がなされた場合を含む。)には、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第7号に該当することを理由として取消処分を行うことができないので、取消処分に係る欠格事由を定めた規定が適用されず、不適格者の排除に支障をきたすおそれがあった。そこで、不適格者の排除に万全を期するため、法又はこれと密接な関係を有する猟銃用火薬類等に係る火取法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないことが欠格事由とされたものである。

4 ストーカー行為等をした者(法第5条第1項第15号)

(1) 趣旨

ア 悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執ように繰り返すストーカー行為は、次第にその行為がエスカレートして凶悪犯罪にまで発展するおそれのある行為であることから、このような行為をした者に銃砲刀剣類を所持させることは危害予防上適当でないと考えられる。

そこで、①ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第2条第2項に規定するストーカー行為

をした日から3年を経過していないこと、②同法第4条第1項の規定による警告を受けた日から3年を経過していないこと、③同法第5条第1項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）を受けた日から起算して3年を経過していないことが欠格事由とされたものである。

イ ストーカー規制法第4条第1項の規定による警告は、被害者から警告を求める旨の申出があった場合において、当該申出に係るストーカー規制法第3条に違反する行為があると認められ、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められるときに発せられることから、警告の時点では、つきまとい等が1回しかなく、ストーカー行為を認定できないことも想定されるため、ストーカー行為をしたこととは別に、警告を受けたことが欠格事由とされたものである。

ウ ストーカー規制法第5条第1項の禁止命令等は、警告を受けた者が当該警告に従わず当該警告に係るストーカー規制法第3条に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められるときに発せられるのが原則であるが、例外的に仮の命令が出された後に警告を前置せずに禁止命令等が発せられることもある（ストーカー規制法第6条第7項）から、警告を受けたこととは別に、禁止命令等を受けたことが欠格事由とされたものである。

（2）解釈及び運用上の留意事項

ア ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為とは、同一の者に対して所定のつきまとい等を反復してすることをいい、罰則の対象となる行為であるが、欠格事由との関係ではその者が検挙等されているかどうかは問題とならず、調査の結果、公安委員会において合理的根拠に基づき、ストーカー行為をしたと客観的に認定されれば欠格事由に該当する。

調査に当たっては、ストーカー対策担当部門から関連情報の提供を受けるなど、緊密に連携しつつ行うこととするが、当該調査は、銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に関するものであるため、調査対象者がストーカー行為をした者に該当するかどうかの判断やその者が銃砲刀剣類の所持者としての適格性を有するかどうかの判断は、銃砲行政担当部門において行うものとする。

イ ストーカー規制法による規制の対象とならない行為（例えば、恋愛感情その他の好意の感情等と無関係に行われるつきまとい行為等）であっても、法第5条第1項第18号（以下「公安条項」という。）に該当するとの認定ができる場合もあるので留意すること。

5 配偶者に対する暴力行為をした者（法第5条第1項第16号）

（1）趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条第1項の規定による命令（以下「保護命令」という。）を受けた者については、裁判所によって、その配偶者に

対し、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を行い、かつ、身体に対する暴力により、配偶者の生命又は身体に重大な危害を与えるおそれが大きいと認定されており、そのような者に銃砲刀剣類を所持させることは危害予防上適当ではないと考えられることから、これが欠格要件とされたものである。

(2) 解釈及び運用上の留意事項

ア 「命令を受けた日」とは、決定書の送達又は本人が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって命令の効力が生じた日（配偶者暴力防止法第15条第2項）をいう。

イ 保護命令の効力はそれが生じた日から6月（配偶者暴力防止法第10条第1項第1号）又は2月（同項第2号）が経過すると失われてしまうことから、同一の者に対して繰り返し保護命令が発せられることも十分に想定されるところ、その場合における「命令を受けた日」は、最後に発せられた保護命令の効力が生じた日となる。

ウ 保護命令を受けた者から即時抗告があり、抗告裁判所がこれを取り消した場合（配偶者暴力防止法第16条）には、当該保護命令は過去にさかのぼって発せられなかつたこととなることから、保護命令を受けたことのみを理由としてその者に係る取消処分を行っていた場合には、速やかに当該取消処分を取り消して、原状に復されること。

これに対し、保護命令が発せられた後、被害者側から保護命令の取消しの申立てがあり、当該保護命令を発した裁判所がこれを取り消した場合（配偶者暴力防止法第17条第1項）には、配偶者に対する暴力行為があつたという認定が覆されたわけではなく、保護命令を受けた者の粗暴性、危険性に変更はないので、その者は当該保護命令を受けた日から3年間は欠格事由に該当することとなる。

エ 保護命令を受けていない者であっても、配偶者に対する暴力行為をした者については、公安条項に該当するとの認定ができる場合もあるので、留意すること。

6 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（法第5条第1項第18号）

(1) 趣旨

自殺をするおそれがある者については、自殺をする場合にその所持する銃砲刀剣類を使用する可能性が高く、また、自殺後には当該銃砲刀剣類が放置され、第三者に悪用される可能性もあることから、これが欠格事由に加えられたものである。

(2) 解釈及び運用上の留意事項

ア 他人の「身体」を害するおそれが文言上追加されたが、これは従前から解釈上当然に含まれていたものを確認的に明示したものである。

イ 自殺をするおそれの認定に当たっては、銃砲刀剣類の所持者本人の言動のみならず、家族、友人等からの聴取や医師への照会等により、可能な限り合

理的な根拠に基づいて認定すること。

第4 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長（法第5条第1項第8号関係）

銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者のうち、施行令第12条第1項及び第2項に掲げる罪に当たる違法な行為等をしたことを理由に取消処分を受けた者については、その危険性が著しく高いと認められることから、その後所持許可を受けることができない欠格期間が5年から10年に引き上げられたものである。

また、同様の理由により、年少射撃資格の認定を取り消された者についても、欠格期間を10年としたものである。

第5 銃砲の保管設備に係る審査の厳格化（法第5条第4項関係）

1 趣旨

法第10条の4第2項は、銃砲の盗難等による危害の発生を未然に防止するため、銃砲の所持許可を受けた者に対し、所定の基準に適合する設備及び方法による銃砲の保管を義務付けているが、当該義務違反は後を絶たず、壁に固定する等の措置がとられていない不適切な保管設備で保管されていた散弾銃が保管設備ごと盗難されるという事件も発生している。そこで、当該義務の確実な履行を確保するため、公安委員会は、銃砲の所持許可又はその更新の審査の際に保管設備の確認を行うこととされ、所定の基準に適合する保管設備を有していることを確認した場合でなければ、許可をしてはならないこととされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 公安委員会が行う保管設備の確認の方法としては、申請者に、許可又は更新申請時に保管設備の構造及び設置場所を記載した保管設備の構造・設置場所等に関する説明書（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号）第4号様式）等を提出させるとともに、警察職員に、申請者の住居等に赴き、実際の保管設備の状況を確認させることとする。
- (2) 保管設備の状況を確認するため申請者の住居等に立ち入る場合は、申請者の承諾を得て行うこと。申請者の承諾が得られない場合には立ち入ることはできず、保管設備の状況を確認できないこととなるが、この場合は、不許可処分又は不更新処分をすることとなる。
- (3) ただし書中「専ら」とは、許可に係る用途に供する場合を除き常時という意味である。このような場合には、自ら有する保管設備で銃砲を保管することはないのであるから、保管設備を有していないくとも差し支えない。
- (4) 「専ら…他の者に委託して行う場合」に該当するかどうかは、本人の主観的な意思に加えて、委託先となる猟銃等保管業者との保管委託契約の存在等、客観的な事実の存在をもって認定する必要がある。

第6 同居の親族に係る欠格事由の拡大（法第5条第5項関係）

1 趣旨

銃砲刀剣類の所持許可を受けようとする者に精神障害等の欠格事由に該当する同居の親族がある場合において、その同居の親族が当該所持許可の申請に係る銃

砲刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができるのこととされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

「許可をしないことができる」とは、許可権者に裁量を認めたものである。したがって、公安委員会は、本項に該当する場合であっても、申請者が狩猟で生計を立てているため猟銃が必要不可欠であるなど許可を受ける必要性が高く、かつ、危害予防上必要な措置が講じられたときは、例外的に許可をすることができるものと解される。

第7 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（法第5条の5関係）

1 趣旨

法は、猟銃の操作及び射撃に関する技能を有さない者が猟銃の所持の許可を受けることがないよう、猟銃を所持しようとする者に対し、技能検定の合格又は射撃教習の課程修了を義務付けているところ、猟銃の使用に伴う事故は毎年一定数以上発生しており、その大半が猟銃の基本的な操作及び射撃技能の低下が原因と考えられている。

そこで、現に猟銃を所持している者に対し、原則として、3年に1度、所持している猟銃の種類ごとに、公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講を義務付け、猟銃の基本的な操作が十分でなかったり、射撃の技能が低下したことに伴う事故の防止を図ることとされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「技能講習の実施について」

（平成21年12月3日付け大通達甲（生企）第11号）等を参照すること。

第8 年少射撃資格制度（法第9条の13から法第9条の15まで関係）

1 趣旨

改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法は、原則として18歳以上の者でなければ空気銃の所持許可を受けることができない旨規定しており、例外として、14歳以上18歳未満の者のうち国民体育大会における空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として推薦された者に限り、空気銃の所持許可が認められていたところであるが、14歳以上18歳未満の年少者は、一般に心身が未成熟で成人に比べて危険物を適切に保管等する能力に劣っており、その空気銃の所持を制限することが望ましいと考えられることから、改正法により、18歳未満の者に対する空気銃の所持許可を認める要件を厳格化し、国際的な規模で開催される射撃競技会における選手又は候補者として推薦された場合に限ることとされたものである。

他方で、18歳未満の者に対する空気銃の所持許可を認めないとする趣旨が、それらの者が空気銃を保管した場合に生じる可能性がある危害の予防にあることを踏まえれば、限定された場所において適切な者が監督する空気銃をその者の監督下に所持させることは認めても差し支えないと考えられる。

そこで、一定の認定を受けた14歳以上18歳未満の者が、指定射撃場で射撃指導員の監督の下に当該射撃指導員が許可を受けて保管する空気銃を使用することができる制度を設けることとされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「年少射撃資格制度の実施について」（平成21年12月3日付け大通達甲（生企）第12号）等を参照すること。

第9 射撃技能の維持向上に関する規定（法第10条の2関係）

1 趣旨

獵銃の使用に伴う事故の発生を防ぐためには、獵銃所持者の獵銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させる必要があり、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第10条の2は、射撃技能の維持向上義務を定めていたところ、狩猟期前の練習不足を主原因とする狩猟目的での獵銃使用による事故はいまだに多数発生している。

そこで、狩猟用途の獵銃所持者は、狩猟期間ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該獵銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該獵銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない旨を定めることにより、特に事故が多い狩猟用途の獵銃所持者に対する定期的な射撃練習を促すこととされたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 射撃の練習は、狩猟を行う前であれば、狩猟期間前又は狩猟期間後のいずれに行っても構わないが、初めて狩猟を行う日に近接した日に行わなくては義務を果たしているとは認められない。
- (2) 本規定が定める義務は努力義務であることから、狩猟を行う前に射撃の練習を行わなかったことをもって直ちに法違反となることはないが、射撃の練習を行おうとする意思が全くなく、明らかに努力を怠っていると認められるような場合には、法違反として法第10条の9第1項の指示等の行政処分の対象になり得る。
- (3) 狩猟の用途に供する獵銃を複数丁所持する者は、各獵銃についてそれぞれ射撃の練習を行わなければならない。
- (4) 法第10条の5の2に規定する帳簿と照合し、狩猟用途の獵銃所持者が本規定による義務を果たしているかどうか把握するよう努めること。

第10 実包等の保管に係る努力義務（法第10条の4第4項関係）

1 趣旨

銃砲と当該銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸（以下「適合実包等」という。）は、一体となってその危険性が顕在化するものであるから、法第10条の4第3項において、銃砲を保管設備に保管するに当たっては、当該設備に、保管に係る銃砲の適合実包等を当該銃砲と共に保管してはならないこととされているところ、これらが同一建物内にある場合、同時に盗難に遭う可能性が高いと考えられることから、これらを同一建物内に保管しないよう努めなければならないこと

とされたものである。

なお、有害鳥獣駆除のため突発的に銃砲を使用せざるを得ない事態が想定されるほか、狩猟や標的射撃であっても、銃砲を使用する直前直後にある程度の期間保管せざるを得ない場合等、銃砲と適合実包等を同一の建物内に保管せざるを得ない事態が想定されることから、努力義務にとどめられたものである。

2 解釈

「建物」とは、一棟の建物をいう。例えば、母屋と別棟になった離れ等がある場合には、当該母屋と離れ等は同一の建物ではない。したがって、母屋に銃砲を、母屋と別棟になった離れ等に適合実包等をそれぞれ保管することも考えられるが、そのような場合は、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第16条第1号で火薬類の盗難防止に留意することが求められていることから、堅固な錠、警報装置の備付け等盗難防止のために必要な措置を講ずるよう指導すること。

3 運用上の留意事項

- (1) 火薬類の保管に当たっては、火薬類の盗難防止に留意することが求められていることから、盗難防止上問題がある場所に火薬類を保管していることを認知した場合は、警察から指導を行うか、火取法第52条第4項に基づき都道府県知事部局に通報して必要な措置を行わせるなど、所要の措置を講ずること。
- (2) 銃砲所持者に対しては、実包等を使用する直前に購入し、射撃の機会ごとに使い切るよう指導すること。

第11 実包の所持状況の記録の義務化（法第10条の5の2、第10条の6第1項及び第2項関係）

1 趣旨

改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法では、許可を受けて所持する銃砲に適合する実包については、けん銃実包の場合を除き、その監督方法が定められていなかったところ、猟銃と当該猟銃に適合する実包とは、一体となってその危険性が顕在化するものであるから、猟銃による危害を予防するためには、実包についても所要の監督を行う必要があると考えられる。

そこで、猟銃の所持許可を受けた者に対し、帳簿を備えさせ、実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に一定の事項を記載することを義務付けることとされたものである。

また、これに併せて、法第10条の6第1項の規定による報告徴収の対象に実包等の保管状況を加えるとともに、同条第2項の規定による立入検査の対象に実包の保管場所を加えることとされたものである。

2 解釈

(1) 「製造」

「製造」は、火取法第3条の「製造」と同義である。すなわち、物理的、科学的な物質の変化を通じて実包を作り出すことをいう。

帳簿に記載する事項については、製造した実包の種類及び数量並びに製造し

た年月日とする（府令第88条第1項第1号）。

なお、実包の種類については、法第10条の5の2の「当該猟銃に適合する実包」であるかどうかを判断するため、ライフル銃については実包の名称、ライフル銃以外の猟銃については実包の番径を記載させること（以下帳簿に記載する実包の種類について同じ。）。

(2) 「譲り渡し」及び「譲り受け」

「譲り渡し」は法第3条の7等の「譲り渡し」と、「譲り受け」は法第3条の10等の「譲り受け」と、それぞれ同義である。

帳簿に記載する事項は、譲り渡した場合は、その実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第2号）。

また、譲り受けた場合は、その実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第3号）。

(3) 「交付し」及び「交付され」

「交付し」とは所有権の移転や処分権の付与を伴わない所持の移転をすることをいい、「交付され」とはその移転を受けることをいう。典型的には、実包の保管委託をする場合が「交付し」であり、保管を委託した実包を払い出す場合が「交付され」である。

帳簿に記載する事項は、交付した場合は、その実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第4号）。

また、交付された場合は、その実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第5号）。

(4) 「消費」

「消費」は、火取法第25条の「消費」と同義である。すなわち、廃棄以外の目的でする実包の爆発又は燃焼をいう。

帳簿に記載する事項は、消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所である（府令第88条第1項第6号）。

なお、消費した場所については、標的射撃の場合は当該標的射撃を行った射撃場の所在地及び射撃場名、狩猟の場合は当該狩猟を行った山野等に隣接する村落名等を記載する。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第68条及び様式第19において規定している鳥獣保護区等の区域等の図面の区域ごとに付される番号（いわゆるメッシュ番号）に付された番号を記載しても、当該番号であることが明らかであり、当該区域を特定できるものであればそれで足りる。

(5) 「廃棄」

「廃棄」は、火取法第27条の「廃棄」と同義である。すなわち、実包を処分してその本来の効用を喪失させることをいう。

帳簿に記載する事項は、廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日とする（府令第88条第1項第7号）。

(6) 罰則

法第10条の5の2に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は20万円以下の罰金に処せられる（法第35条第5号の2）。

3 運用上の留意事項

(1) 帳簿に添付する書類

射撃場における消費については、府令第88条第2項において、帳簿の添付書類として、消費した実包の数量を疎明する書類を規定したことから、必要に応じ、添付させた当該書類（料金精算の際に射撃場が発行する領収書や所持者が自ら記録してスコアカード等）及び当該書面の記載内容が正しいかどうかを確認するために射撃場に対して行う照会によって、消費量等の裏付けを取ること。

なお、「添付」とは、例えばのり等により接着することまでを求めるものではなく、添付に係る記載事項と当該添付書類との対応関係が明らかであり、帳簿と添付書類が一体として管理され、帳簿の検査の際には直ちに添付書類も提示できるようにしておくことで足りる。

(2) 帳簿の様式

帳簿の様式は定められていないため、府令で規定された記載項目が網羅されていれば足りる。

(3) 帳簿の保存期間

帳簿の保存期間は、最終の記載をした日から3年とする（府令第88条第3項）。

(4) 実包の保管個数

帳簿に記載することが義務付けられている事項のほか、猟銃所持者に実包の保管個数を認識させるため、譲受け、消費等を行った場合においては、保管している実包数を記載するよう指導すること。

(5) 帳簿記載義務違反の基準等

ア 法上、譲り受け「たとき」等は、「記載し」なければならないこととされており、譲受け等のたびごとに記載しなければ違反となるため、譲受け後合理的な範囲の時間内に記載しなければならない。

また、複数の記載事項を後日まとめて記載することも違反となる。

イ 過失により帳簿に記載しなかった場合についても違反となるが、過失の態様によっては事件化等になじまない場合もあると考えられるため、その取扱いについては個別具体的な事案に応じて判断すること。

第12 猟銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加（法第13条前段関係）

1 趣旨

改正法により猟銃の所持許可を受けた者には実包の所持状況について記載した帳簿を備えることが義務付けられたが（法第10条の5の2）、この帳簿に記載された実包の譲受け、消費等の状況を確認することは、その猟銃が当該許可に係る用途に供されているかどうか、その他当該猟銃の所持が適正に行われているかどうかの調査に資すると考えられるため、法第13条の規定による検査の対象に帳簿が

追加されたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 実包の保管状況の調査を目的とした帳簿の検査については、本条ではなく、法第10条の6第2項に基づいて行うこと。
- (2) 「銃砲若しくは刀剣類、許可証若しくは第10条の5の2の帳簿を提示させ」とは、①銃砲又は刀剣類、②許可証、③法第10条の5の2の帳簿について、その全部又は一部を任意の組合せで提示させることができるということである。
- (3) 本条の規定により警察職員が行う帳簿等の提示の要求又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処せられる（法第35条第7号）。

第13 銃砲刀剣類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化（法第21条の2関係）

1 趣旨

法第21条の2は、銃砲刀剣類が、これを適法に所持している者から不正に流出して不法に所持されることを防止するため、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第19条の2第1項に規定する猟銃等販売事業者等又は現に許可を受けて銃砲刀剣類を所持している者に対し、銃砲刀剣類を譲渡し等（譲渡し及び貸付けをいう。以下同じ。）する場合は、その相手方が銃砲刀剣類を適法に所持することができる者であるかどうかを確認すべき義務を課し、相手方が適法に所持できることを確認しなければ譲渡し等を行ってはならないこととしているところ、その方法の明確化を図り、適法に所持することができる者以外の者に銃砲刀剣類が譲り渡されることの防止の徹底を図るため、相手方が銃砲刀剣類を適法に所持することができる者であることの確認の方法が府令で定められたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 確認に用いる証明書

譲渡人又は貸付人（以下「譲渡人等」という。）と譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）とが直接対面して、又は貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成6年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）を利用して譲渡し等を行う場合において、譲渡人等が譲受人等から提示を受ける書類は、それぞれ次のとおりとなる。

ア 国又は地方公共団体の職員が職務のため所持しようとする場合

　譲受人等が銃砲又は刀剣類の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員である旨を証明する当該国又は地方公共団体が発行した証明書

イ 教習射撃場の設置者又は管理者が教習用備え付け銃を業務のため所持しようとする場合

　譲受人等（法人の場合はその代表者）が教習射撃場を設置し、又は管理する者である旨を証明する府令別記様式第46号の教習射撃場指定書

ウ 練習射撃場の設置者又は管理者が練習用備え付け銃を業務のため所持しようとする場合

　譲受人等（法人の場合はその代表者）が練習射撃場を設置し、又は管理す

る者である旨を証明する府令別記様式第59号の練習射撃場指定書

エ 猟銃等販売事業者が業務のため所持しようとする場合

　譲受人等（法人の場合はその代表者）が獵銃等販売事業者である旨を証明する都道府県知事が発行した武器等製造法第19条第1項の規定による許可に係る書類

オ 捕鯨用標識銃等販売事業者が業務のため所持しようとする場合

　譲受人等（法人の場合はその代表者）が捕鯨用標識銃等販売事業者である旨を証明する府令別記様式第1号の銃砲刀剣類製造等届出書

カ 所持許可を受けた者が所持しようとする場合

　譲受人等の法第7条第1項の許可証

　なお、所持許可を受けた者以外の者に譲渡し等を行う場合は、書類の提示等に加え、譲受人等から職務又は業務のために当該銃砲刀剣類を所持しようとしている旨の説明を受けることにより、譲受人等が適法に所持できることを譲渡人等に確認させることにする。

(2) 貨物自動車運送事業者

　法第21条の2の義務が課されるのは、武器等製造法第4条に規定する武器製造事業者等であって、貨物自動車運送事業者ではないため、共犯となる場合は別段、貨物自動車運送事業者が罰則の対象となることはなく、武器製造事業者等には、貨物自動車運送事業者に対し府令第99条に規定する本人確認を確実に行うよう指示することが求められる。

　なお、貨物自動車運送事業者を利用して譲渡し等を行うときは、前記(1)アからオまでの場合は、それぞれの証明書類の写しを送付させることにより確認することも可能であるが、前記(1)カの場合は、許可証の原本を送付させなければならない。

　さらに、前記(1)アからオまでの場合は、譲受人等に対して譲渡し等を行った日から3年を経過するまでの間においてそれぞれの証明書類の内容に変更がない場合は、その旨を説明させることで足りる。

(3) 罰則の適用

　府令第99条に規定する方法によらずに銃砲又は刀剣類の譲渡し等をした場合には、たとえその相手方が結果的に適法に所持できる者であったとしても、法第21条の2違反となり、罰則の対象となる（法第33条第2号。ただし、けん銃等の譲渡し等の場合には法第35条第2号）。

(4) 猟銃等の運送に伴う留意点

　獵銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止については「獵銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止に関する指導の徹底について」（平成21年12月3日付け大示達甲（生企）第22号）を参照し、引き続き関係者への指導を継続すること。

第14 猎銃安全指導委員制度の新設（法第28条の2関係）

1 趣旨

　獵銃による事故等の絶無を期すためには、獵銃所持者が獵銃の操作や保管の方

法等について習熟している必要があるが、そのためには、長年にわたって猟銃の所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者に他の猟銃所持者に対する助言を行わせること等によって、猟銃所持者のコミュニティを構築することが有効であると考えられる。

そこで、あらかじめ定められた活動地域において、地域の特性に応じた猟銃所持者に対する助言、民間団体が行う活動への協力その他の猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動をその職務とする猟銃安全指導委員の制度が設けられたものである。

2 解釈

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「猟銃安全指導委員制度の運用について」（平成21年12月3日付け大通達甲（生企）第13号）を参照すること。

第15 経過措置（改正法附則第2条及び第3条、改正令附則第2項並びに改正府令附則第2項から第5項まで関係）

経過措置については、改正法、改正令及び改正府令においてそれぞれ規定されている。

1 改正法

- (1) 改正法の施行の際、現に銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分は、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による（改正法附則第2条）。

これは、改正法の施行の際現に所持許可を受けている者の中には、例えば、施行日前3年以内にストーカー規制法による警告を受けたなど施行日前に生じた事由に関し、改正法により新たに追加された欠格事由に該当することになる者があり得るところ、そのような者については当該施行日前に生じた事由を理由に所持許可の取消しその他の処分は行わないこととするものである。ただし、改正法により新たに追加された欠格事由以外のものについては経過措置の対象とはならないので、例えば、3年以内にストーカー規制法による警告を受けたことが他の事情とあいまって法第5条第1項第18号に該当すると認定できるのであれば、同号を理由として取消しをすることは可能である。

なお、所持許可の更新については、施行日前に生じた事由についても欠格事由になることから、例えば、施行日前にストーカー規制法による警告を受けた者が、当該警告を受けてから3年を経過しない間に更新しようとする場合には更新ができないこととなること等に留意すること。

- (2) 改正法の施行の際、現に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を受けて猟銃を所持している者が施行日以後において初めて当該許可の更新を受けようとする場合又は当該許可の有効期間内において当該種類の猟銃の所持の許可を受けようとする場合には、技能講習の修了を更新又は許可の要件としない（改正法附則第3条第1項）。

改正法の施行の際現に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第2号に該当する者が改正法第4条第1項第1号の規定による当該

猟銃の所持許可の更新を受けようとする場合についても同様とする（改正法附則第3条第2項）。

2 改正令

施行日以前に申請書を提出した許可又は更新については、当該許可又は更新に限り、法第4条の3及び第5条第2項は適用されない（改正令附則第2項）。

3 改正府令

- (1) 施行日から起算して2月を経過する日までの間に有効期間が満了する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請及びそれに伴う認知機能検査については、当該有効期間の満了する日の15日前まで行うことができるものとする（改正府令附則第2項）。
- (2) 施行日から起算して1月を経過する日までの間に年少射撃資格認定申請書の提出があったものについては、申請者を監督することについての同意書等法第4条第1項第5号の2の許可を受けた射撃指導員に係るものは、同項第1号の規定による許可を受けた射撃指導員であって同項第5号の2の規定による許可を受けようとして許可申請書を提出している者に係るものであって差し支えない（改正府令附則第3項）。

なお、認定を行う時点において、申請者を監督することとなる射撃指導員は法第4条第1項第5号の2の許可を受けていなければならないことに留意すること。

- (3) 府令の施行時に、既に貨物自動車運送事業者を利用して銃砲刀剣類を発送してしまっている場合は、従前の例により確認を行うこと（改正府令附則第4項）。
- (4) 改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の様式による書面については、当分の間、なおこれを使用することができる（改正府令附則第5項）。

第16 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の運用上の留意事項

法第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会においては、筆記による考查を行っているところであるが、法改正に伴い、当該考查における問題は、改正法の内容を反映させたものとすることとする。

（生活安全企画課保安係）